

有価証券報告書の情報拡充

金融庁は、有価証券報告書(有報)に載せる情報を拡充することを決めたようです。

有報とは、金融商品取引法に基づき上場会社等が事業年度ごとに作成する決算に関する開示資料をいいます。投資家の投資判断に資するために発行され、たくさんの情報が詰まっています。すなわち、財務諸表だけでなく、企業の概況、事業の概況、設備の概況、提出会社の状況についての情報が記載されています。

今回の情報拡充に向けた主な取り組み内容は、次のとおりです。

【定性的情報】

- 経営者目線で戦略やリスクの開示(「記述情報」)
- 監査法人の継続期間の開示

【定量的情報】

- 役員報酬の算定方法の開示
- 政策保有株(持合い株)の開示対象の拡大
- 指名・監査委員会の議題の開示



3項目について、説明します。

《「記述情報」》

経営者が自らの言葉で事業の現況を説明する項目が、新たに有報に設けられます。どの会社にも当てはまるありきたりの表現ではなく、ビジネスの優位性や経営上の課題を経営者が自ら分析しながら説明する項目です。その具体的な内容は、有識者を交えてこれから策定されます。

《役員報酬》

現在は、1億円以上の報酬を得ている役員の氏名と報酬額の開示が義務付けられています。これに、報酬の固定部分と業績連動部分の内訳や、業績連動額はどのように決められるのかの情報も追加されます。

《持合い株の開示》

現在は、保有額上位30銘柄が開示対象になっていますが、この対象範囲が増やされます。また、増減とその理由の開示も求められます。

今回の有報の拡充は、株主と経営者の対話を支えるパイプを太くすることを目的としています。それによって、コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)やスチュワードシップ・コード(機関投資家の行動指針)がより機能することが期待されます。